

## 日本女性栄養・代謝学会 定款

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本女性栄養・代謝学会と称し、英文表記は **The Japan Society of Women's Nutrition and Metabolism** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、女性の健康と栄養・代謝に関する学理およびその応用の研究調査並びにそれについての発表、知識の交換、会員相互の交流、情報等の提供、啓発活動を行うことにより、女性の健康ならびに次世代を担う胎児や小児の健康増進に寄与し、もってわが国における学術の発展と国民の福祉と健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会等の開催
- (2) 会誌、書籍、資料等の発信
- (3) 各種の学術的調査、研究
- (4) 研究の奨励および研究業績の顕彰
- (5) 国内外の関係学術団体との連絡および提携
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(会員)

第6条 この法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
  - (2) 法人会員 この法人の目的、事業を賛助するため入会した法人
  - (3) 名誉会員 この法人の発展に尽くし、学術上顕著な功績のあった者で、理事会が推薦した者
- 2 前項の会員のうち、正会員および名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。以下、社員と言う。

(会員の資格取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、毎年、別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費未納の場合は未納分支払いをもって退会とみなす。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会（以下、総会という）の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(総会の構成)

第12条 総会は、全ての社員をもって構成する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会として学術集会時に毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議事録署名人2名を議長が指名し、前項の議事録に記名押印する。

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上 40名以内 (うち常任理事若干名)
- (2) 監事2名以内
- (3) 幹事 若干名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長を1名、常任理事を若干名とする。

(役員等の選任)

第22条 理事は、正会員によって正会員の中から選ばれた理事候補者から、総会の決議によって選任する。

2 監事は、理事によって社員の中から推薦された候補者から、総会の決議によって選任する。

3 理事候補者及び監事候補者の選出方法は別に定める。

4 理事長及び副理事長並びに常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。

- 5 年次学術集会長は理事会が正会員の中から推薦し、理事会で選任した後、総会に報告する。理事は年次学術集会長を兼務することができる。
- 6 幹事は理事長が理事会の議を経て正会員の中から委嘱する。
- 7 担当校幹事は学術集会長の推薦に基づき担当校所属正会員の中から理事長が委嘱する。

(役員等の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 年次学術集会長は年次学術集会の会長を務める。理事でない年次学術集会長は、必要に応じて理事会に出席して意見を述べるができるが、議決権は有しない。
- 4 名誉会員は、理事会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。
- 5 幹事は理事長の指示のもと幹事会を組織し、常任理事を補佐して本会の運営に関わる実務を行う。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事、幹事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める

報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(役員の実任免除)

第28条 この法人は法人法111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常任理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所  
所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第36条 この法人は剰余金の分配は行わない。

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(定款および会員名簿の管理)

第38条 この法人の定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公  
益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人  
又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(最初の事業年度)

第41条 この法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年6月3  
0日までとする。

(設立時の役員および役員の任期)

第42条 この法人の設立時の役員は第20条および21条の規定にかかわらず本法人の  
前身である日本産科婦人科栄養・代謝研究会の役員をもって当てる。

第43条 この法人の設立時役員の任期は、第24条の規定にかかわらず、当法人の成立  
後最初に終了する事業年度に関する総会の終結の時までとする。

(法令の遵守)

第44条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その  
他の法令に従う。

(細則等)

第45条 この法人の運営に関し必要な施行細則等は、理事会の決議を経て、理事長がこ  
れを定める。

附則

令和元年（2019年）9月5日一部改正・同日施行

令和2年（2020年）9月3日一部改正・同日施行